⑶　経営状態が著しく不健全であると認められる者
⑷　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）若しくは添付書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
⑸　営業に関し法律上必要な資格を有しない者

5　競争参加者の資格及びその審査
⑴　審査基準日　申請しようとする日の直前の営業年度の終了日をいう。
⑵　競争参加資格を得ようとする者の資格審査は、業種区分ごとに総合審査数値の算定をもって行う。

6　資格審査結果の通知
「資格審査結果通知書」により通知する。

7　競争参加資格の有効期間
資格認定の日から平成25年３月31日までとする。

8　その他
⑴　特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格　特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事ごとに別に公示する。
⑵　会社更生法に基づく更生手続開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い　建設工事等の一般競争（指名競争）参加資格があるとの認定を受けている者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続等開始決定者」という。）は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。
なお、更生手続等開始決定者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていないときは、一般競争において競争参加資格があることの確認がなされない場合がある。
⑶　合併等により新たに設立された会社等の取扱い　合併等により新たに設立された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社等をいい、合併等後の経営規模等評価又は経営事項審査を受けている者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。
①　合併により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社
②　親会社がその営業（建設業）の一部を独立させるために新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社
③　新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社
④　既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者
⑤　営業（建設業）の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社

別記１　持参及び郵送による提出先
受付窓口　内閣府大臣官房会計課決算第一係
所在地　〒100―8914　東京都千代田区永田町１－６－１
電話　03―5253―2111（代表）

別記２　郵送による提出先
⑴　宮内庁
受付窓口　宮内庁管理部管理課経理係
所在地　〒100―8111　東京都千代田区千代田１－１
電話　03―3213―1111（代表）
⑵　宮内庁京都事務所
受付窓口　宮内庁京都事務所庶務課会計係
所在地　〒602―8611　京都府京都市上京区京都御苑３
電話　075―211―1211（代表）
⑶　警察庁
受付窓口　警察庁長官官房会計課営繕係
所在地　〒100―8974　東京都千代田区霞ヶ関２－１－２　中央合同庁舎第２号館
電話　03―3581―0141（代表）

別記３　インターネット（建設工事）の添付書類送付先
インターネット一元受付ヘルプデスク　ファクシミリ（ＦＡＸ）番号082―502―9112

別記４　インターネット（測量・建設コンサル等業務）の添付書類送付先
インターネット一元受付ヘルプデスク
〒980―0802　仙台市青葉区二日町16－１二日町東急ビル５階東北地方整備局　定期受付会場東北地方整備局一元受付ヘルプデスクあて　電話022―211―5520

競争参加者の資格に関する公示

鶴田ダム上流仮締切設備工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成22年10月15日
九州地方整備局長　岡本　　博

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　40

1　工事名　鶴田ダム上流仮締切設備工事
2　工事場所　鹿児島県薩摩郡さつま町神子地内
3　工事内容　仮締切設備　製作・据付・撤去
・増設放流設備用　　：１式
・発電取水設備用　　：１式
・内部・外部昇降設備：１式
4　予定工期　平成23年１月～平成27年３月
5　申請の時期
平成22年10月18日から平成22年11月15日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。
なお、平成22年11月16日以降当該工事に係る開札の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
6　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　「競争参加者資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書」という。）は、当該工事の入札説明書と併せて交付する。入手方法については、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成22年10月15日付け支出負担行為担当官九州地方整備局長）４．⑵を参照すること。
⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。提出場所は次のとおりとする。
〒812―0013　福岡市博多区博多駅東２－10－７　九州地方整備局総務部契約課調査係　電話092―471―6331（内線2522）
①　特定建設工事共同企業体協定書㊞（下記７⑸の条件を満たすものに限る。）の写し
②　下記７⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成22年10月15日付け支出負担行為担当官九州地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式２と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）
⑶　申請書の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
7　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査
「競争参加者の資格に関する公示」（平成22年３月31日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成22年３月31日付け公示」という。）５⑴の①から⑤までに該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については、平成22年３月31日付け公示６の⑴①に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び②に掲げる主観的事項（特別事項）の項について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。
⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２又は３社の組合せとする。
①　九州地方整備局における機械設備工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。